室田小学校運動場貸出し規定

1．室田小学校運動場を体育目的のために借用する団体（１０名以上）は、室田小学校体育施設開放運営委員会を窓口として、申込むことができる。

但し、この団体は、茅ヶ崎市学校体育施設開放運営連絡協議会に登録し、許可を受けた団体でなければならない。

2．使用できる日時、下記に示した通りとする。

＊日曜日・休日．　午前　８時３０分　から　午後　５時まで

＊土曜日（休日は除く）　午後　１２時００分　から　午後　５時まで

＊その他　祝日・祭日及び学校が休みの日は、日曜日に準ずる。

3．注　意　事　項

①学校の運動用具・備品等については、無断で使用しない。

②校舎のガラスその他、破損させた場合は、直ちに修理しておくこと。

（特に、１階については、必ずその日に修理しておくこと。）

③運動場保護と危険防止の意味から金属製スパイクの使用は禁止する。

④体育館の外便所の使用は、丁寧に使用すること。

⑤借用目的から外れた内容の運動はしないこと。

⑥他の子供達の遊びをはなはだしく阻害しないこと。

⑦用事のある場合は、職員室下のインターホンのボタンを押して職員に伝える。

不在の時は、教頭先生に連絡をえること。

⑧使用が許可されていながら、何らかの理由で使用できなくなった場合は、速やかにその旨を開放運営委員会会長・学校に伝えること、決してまた貸しはしないこと。

⑨雨天時等グランド・コンディションの悪いときは、使用しないこと。

（判断に苦しむ場合は、学校長の決断を仰ぐ）

⑩体育館外トイレの鍵は、使用団体の責任者に貸出してある。

⑪一般の子供達の遊び場所確保のため、体育館北側と遊具近くは、使用団体が注意する。

⑫校舎・校庭内での喫煙は禁止する。

4．運動場の使用が許可されていながら使用できない場合。

＊学校長が、教育運動場の使用を必要と認めた場合。

＊学校長が、職員の厚生の意味から運動場の使用を必要を認めた場合。

＊この規定は、今後貸出を続けていく過程で内容の補充・変更等を行うことがある。